

○ 入院中の暖冷房費等について（抄）

（昭和 41 年 5 月 10 日 消基発第 3217 号）

最近改正 昭和 56 年 10 月 16 日 消基発第 855 号

1 及び 2 （略）

3 入院中の暖冷房費等について

入院中の暖冷房費、電気代及びガス代で入院料とは別に医療機関から請求されるもの（当該器具の使用等について、被補償者等の選択にまかされている場合を除く。）については、社会通念上妥当な実費を療養補償費として支払うものとする。

4 入院中の寝具料について

被補償者が入院した医療機関から寝具の貸付を受け、これを使用した場合又は貸寝具業者から寝具を借用し、その賃借料を負担した場合には、社会通念上妥当な実費を療養補償費として支払うものとする。

5 歯科補綴の費用について

療養に要する費用の算定に関する基準の規定による「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和 33 年厚生省告示第 177 号）に定める基準」以外の歯冠修復及び欠損補綴の費用については、社会通念上妥当な実費を療養補償費として支払うものとする。

6 及び 7 （略）

前 文

昭和 56 年 9 月 1 日から適用する。